

野田市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月20日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第3号

野田市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付規則（令和6年野田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「雇用する」を「雇用するか又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が介護支援専門員として就業する」に改め、同条第3項中「居宅介護支援事業者等の」を「又は居宅介護支援事業者等の役員であり、かつ、当該居宅介護支援事業者等が」に改める。

第5条第1号中「写し」の次に「その他処遇改善事業の内容を証する書類」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市介護支援専門員等処遇改善事業補助金交付規則の規定は、令和6年10月以後に支払われる賃金に係る処遇改善事業に係る補助金から適用する。